

五所川原市長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路外駐車場管理規程届

このことについて、
駐車場の管理規程を別紙のとおり定めた
から、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届出します。

路外駐車場管理規程

1 駐車場の名称

2 駐車場管理者の氏名及び住所

3 供用時間

(1) 供用時間の開始及び終了時間

午前 から午後 時まで

(但し、午後 時から翌日午前 時まで閉門する。閉門時間中は、入口の備付ベルを使用し、係員の指示を受けること。)

(2) 休業日

(3) 上記のほか、駐車場管理者は、この駐車場の補修その他管理上やむをえない場合に、主務官庁に届け出のうえ駐車場の全部または一部の供用を休止することができる。

4 駐車料金 別記のとおり

定期（月極）駐車契約者に対しては、別紙定期（月極）駐車契約書により契約し、定期駐車券を発行する。

5 供用契約に関する事項

(1) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車中の自動車の保管にあたり、善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失または損傷について、その損害を賠償する責を負う。

(2) 駐車場利用者及びその関係者（同乗者を含む）は、故意または過失により、この駐車場の諸設備及び他の駐車中の自動車等に損害を生ぜしめた時は、直ちにこの損害を管理者及び他の被害者に賠償しなければならない。

(3) 駐車場利用者は、この駐車場の供用時間中に駐車した自動車を引き取らなければならない。ただし、あらかじめ駐車場管理者の承諾をえた場合は、この限りではない。

(4) 駐車場管理者の承諾なくして、駐車自動車の引取をしなかつたときは、引取のあった時点まで、1時間につき 円の割合にて違約金を徴収することができる。

。

(5) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車する自動車内に留置された貴重品その他の物品に関する損害については賠償の責を負わない。

(6) 駐車場利用者は、つぎの事項を遵守しなければならない。

ア 駐車位置、場内交通規制等は、標識もしくは信号機の表示または係員の指示に従うこと。

イ 場内での走行は時速8キロメートル以下で徐行すること。

ウ 契約者以外の自動車の駐車及び駐車以外の用途に使用してはならない。

エ 駐車場内に引火物、危険物の持込、場内での喫煙火気の取扱いは行なわないこと。

オ 自動車内に貴重品、その他の物品を留置しないこと、及びドア、トランク等は施錠すること。

カ 駐車場内で設備又は他の自動車及び器具等に損傷、汚損を与えたときは、ただちに係員に申しでること。

キ 利用者は自己の自動車に駐車中事故が生じたと認められたときは、出庫以前に係員に申しでなければならない。

ク 駐車場利用者及びその関係者（同乗者を含む）は禁止されている場所に立入又は特殊装置操作盤、その他の機械類に許可なく手を触れてはならない。

ケ 駐車位置は、場内整理の都合上他の位置に移動することがある。

コ 洗車は指定の場所または係員の指示した場所以外で行ってはならない。

サ 利用者は駐車場内を清潔にするよう努めなければならない。

シ 自動車出入の際は、駐車券又は定期駐車券を係員に提示しなければならない

ス 運転者外出の際は係員に通告すること。

セ 前各号に掲げるもののほか係委員の指示に従うこと。

6 駐車場管理者は遵守事項その他必要な事項を場内の見やすい場所に掲示する。

7 駐車場管理者は、次の場合には駐車を拒否することができる。

(1) 駐車場利用者が駐車場管理規程を守らなかったとき。

(2) 駐車場内で利用者及びその関係者（同乗者を含む）が著しく秩序をみだすおそれがあると認めた場合。

(3) 危険物を積載している自動車その他、駐車場の管理上支障のある自動車が駐車する場合。

8 駐車できない自動車

例 (1) 高さ2.3メートルを超えるもの及び特殊自動車

(2) 長さ m、幅 m、高さ m及び重量 トンを超えるもの

(3) 自動車登録業種番号1, 2, 6, 7, 8, 9, 0に該当するもの

(4) 乗用自動車、ライトバン以外の自動車

9 付帯業務（駐車場内において営む有料業務）

例（1）自動車修理業務

例（2）洗車業務

（3）カーアクセサリ等販売業務

（4）売店

（5）軽飲食、喫茶等

（6）なし

10 定期（月極）駐車契約書

別紙のとおり

別 記

（1）駐車料金

A 時間駐車

自動車の種類	最初の1時間 まで	以後30分まで ごとに	1日（1回）
	円	円	円

B 定期（月極）料金

自動車の種類	全 日	昼 間	夜 間
	円	円	円

（昼、夜間の場合は、扱い時間を記入すること。）